

#### (4) 融資制度導入の留意点

##### ①金融機関との連携

融資制度導入に当たっては、金融機関との連携をとる必要がある。融資審査や融資契約書の作成、貸付債権の管理などは水道事業体が行うことは困難であるからである。しかし、金融機関と融資制度導入の協議をする際には、金融機関は必ずしも積極的でない可能性がある。企業向け融資や住宅ローンなどと異なり、鉛製給水管の布設替工事の工事費は少額で、金融機関にとって融資による利益が小さいとされる。一方、融資契約のための事務費は、融資額に拘らず一定程度かかるため、金融機関によっては小口融資を敬遠するようである。

##### ②利用率向上への努力

本委員会が実施したアンケート調査によると17年1月現在で鉛製給水管が残る250事業体のうち、13事業体で融資制度を導入しているが、15年度の利用実績はほとんどなく、低調な状態である。このように融資制度は、利用率をどのように高めるかが大きな課題となっている。

このため、無利子融資など経済的メリットを高めたり、通常の金融機関からの融資の場合と無利子（低利）融資との利息額の差を分かりやすくPRするなど広報の方法に工夫が必要である。次ページには、他企業における取り組みとして、東京ガス（株）における、経年管の解消を目的とした融資制度を紹介している。平成15年度までの3年間に、経年管の改善工事のうち、2.8%（件数で1,650件）でこの融資制度（具体的には1年以内の分割払い）が利用されている。これを見ると、鉛製給水管の布設替においても、融資制度に対する一定の需要はあるのではないかと推察される。そうした隠れた需要と実績のギャップはPRなどによって埋めていくことになるだろう。

また、事業体の中には「メータから蛇口までの鉛製給水管取替について、一定の条件が合えば住宅金融公庫のリフォーム融資が適用されることから、当局並びに住宅金融公庫のHP該当部分をリンクしている」という事業体もあり、鉛製給水管布設替以外の制度の活用という方法もあるようである。

《参 考》 融資制度要綱事例（資料10）

### 【コラム3】他企業における取り組み（2）

東京ガス㈱における経年埋設内管の改善を目的とした融資制度（需要家に対する融資制度）と促進に向けた取り組み

#### 1. 経緯

ガス事業において過去に使用されていた経年埋設内管（配管用炭素鋼鋼管、通称白ガス管）の腐食によるガス漏れで、平成6年頃から爆発事故が全国で散見され、国会でも取り上げられた。このため、平成12年8月、経済産業省（当時通産省）は白ガス管改善の促進を図ることを目的に、経年埋設内管改善工事に限り工事費の後払い或いは分割払いを制度化するため「モデル供給約款」を改定通知した。これを受け、東京ガス㈱では平成13年4月に供給約款を改定し、お客さま資産である敷地内の経年埋設内管の改善工事費の後払い制度と分割払い制度「セーフティローンかえる君」をはじめた。

#### 2. 経年埋設内管改善工事費用ローン「セーフティローンかえる君」の概要

経年埋設内管改善工事費の後払い・分割払い制度を用いる場合には、保安推進の政策的判断から、お客さまに金利負担は求めないこととしている。

（経年埋設内管改善工事費用の支払方式）

	①落成前一括払い	②落成後一括払い	③落成後分割払い （セーフティローンかえる君）
支払期限	落成前	落成後1か月以内	落成後12か月以内
支払回数	1回	1回	1回ないし2回

（利用状況）

（単位：千円）

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	合計
かえる君利用分	件数	527	635	488	1,650
かえる君利用率	件数	2.6%	3.1%	2.7%	2.8%

#### 3. 経年埋設内管の改善促進にむけた取り組み

##### （1）社内体制・予算

- ① 改善専従組織の構築（配置要員約500名：平成16年度）
- ② 改善目標件数の管理の徹底
- ③ 関連予算の確保・充実（地域広報、PR費用の充実）

##### （2）従事者の教育・資質向上

- ① 教育体系及び資格制度の確立（教育コースの構築、同コースを通じた資格制度）
- ② 事業部間の情報交換、折衝能力レベルの向上（「経年埋設内管改善提案事例発表会」）

表-9 鉛製給水管布設替促進の具体策（まとめ）

項 目	概 要	利 点	留意点等
起債制度	<p>① 概 要 水道事業者が実施する鉛製給水管布設替事業について、公道下部分の給水管を事業用資産と位置づけ、当該公道下部分について建設改良財源として起債し、事業を実施する。</p> <p>② 手 続（資料7） 布設替工事実施にあたって、既設の給水管の無償譲渡等について水道使用者に了解を得る必要がある。 起債の要件が整えば、借入手続は通常の企業債と同様である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業会計への財政的な負担を平準化できる。</li> <li>・事業者が計画的に布設替を進めることができる。</li> <li>・事業期間を短期間にする事ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払利息が新たな負担として発生する。</li> <li>・宅地内部分は対象とすることが難しい。対象とする場合、法的手続きが必要である。</li> <li>・最終的には鉛製給水管の布設替経費を水道料金で負担することになるため、負担の考え方を整理しておく必要がある。</li> </ul>
助成制度	<p>① 目 的 水道使用者が行う鉛製給水管布設替に係る費用について、水道事業者がその一部を助成金として交付することにより、水道使用者の負担の軽減と更新促進を図る。</p> <p>② 手 続（資料9） 水道使用者の申込みを受け、水道事業者は審査を行い助成金交付を決定する。工事完了後、水道事業者は竣工検査を行い合格すれば、水道使用者に助成金が交付される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金を直接、利用者に交付することになるので、融資制度に比べて利用者によりメリットが分かりやすい。</li> <li>・制度を作るに当たっては、金融機関など第三者との調整などがなく、導入しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金を交付するため事業者の経費的負担が大きい。</li> <li>・助成は更新に係る費用の一部であり、助成金以外の費用は利用者が負担することとなるため、利用者の当初の負担が融資制度に比べ大きい。</li> <li>・制度利用により布設替を進めるためには、制度の周知を計る必要がある。</li> <li>・個人資産に対する助成を行うことへの理由の整理が必要</li> </ul>
融資制度	<p>① 目 的 水道使用者が行う鉛製給水管布設替に係る費用について、水道事業者が金融機関と提携し低利で貸し付けることによって水道使用者の負担の軽減と更新促進を図る。</p> <p>② 手 続（資料10） 水道使用者の申込みを受け、水道事業者は金融機関に審査を依頼し、融資承認が得られれば水道使用者に融資を通知する。工事完了後、水道事業者は竣工確認を行い、水道使用者は金融機関から融資を受ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低利融資の場合は、金融機関に資金を預託するのみで済む場合が多く、水道事業者にとっての経費的負担が少ない。</li> <li>・原則として鉛製給水管布設替に係る経費全額まで貸し付けることができるので、水道使用者にとって当初の負担が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無利子融資を行う場合には、融資額に応じて水道事業者が金融機関に対して利子補給する必要がある。</li> <li>・低利で貸し付けることによって、利用者は利子負担が軽減されることになるが、具体的にどの程度軽減されるのか金額で示すことが難しいため、利用者にとってメリットがわかりにくい。</li> <li>・制度利用により布設替を進めるためには、制度の周知を計る必要がある。</li> </ul>